

岡山空港医療救護活動に関する協定書

岡山県岡山空港管理事務所長（以下「甲」という。）、社団法人岡山県医師会（以下「乙」という。）並びに社団法人岡山市医師会、社団法人西大寺医師会、社団法人吉備医師会、社団法人御津医師会、社団法人北児島医師会及び社団法人都窪医師会（以下「丙」という。）は、岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲が、乙及び丙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙及び丙に対しその内容を通報するとともに、別に定める医療救護要員派遣要請区分（次条において「要請区分」という。）に応じて、医師及び看護婦等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙及び丙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の業務）

第4条 医療救護要員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第5条 甲は、乙及び丙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(訓練)

第6条 甲は、航空機事故に対する医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙及び丙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じて医療救護要員の参加を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。

3 甲は、乙及び丙に対し、訓練に使用する医療救護資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙及び丙が第2項の規定により訓練に医療救護要員を参加させた場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途誠意をもって協議するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、医療救護要員が医療救護活動又は訓練において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じたときは、甲、乙及び丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成4年10月2日から平成5年10月1日までとする。

2 前項の期間の満了日の1箇月前までに、甲又は乙若しくは丙からなんらかの申出がない場合は、この協定の有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成4年10月2日

甲 岡山県岡山空港管理事務所長

乙 社団法人 岡山県医師会
会長

丙 社団法人 岡山市医師会
会長

社団法人 西大寺医師会
会長

社団法人 吉備医師会
会長

社団法人 御津医師会
会長

社団法人 北児島医師会
会長

社団法人 都窪医師会
会長



岡山空港医療救護活動に関する覚書

岡山県岡山空港管理事務所長（以下「甲」という。）と国立病院岡山医療センター（以下「乙」という。）は、岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲が乙の協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、岡山空港およびその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対しその内容を通報するとともに、別に定める医療救護要員派遣要請区分（次条において「要請区分」という。）に応じて、医師及び看護士等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の業務）

第4条 医療救護要員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（訓練）

第6条 甲は、航空機事故に対する医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じて医療救護要員の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、訓練に使用する医療救護資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定により訓練に医療救護要員を参加させた場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途誠意をもって協議するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、医療救護要員が医療救護活動又は訓練において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第9条 この覚書を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑惑を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、平成16年 2月25日から平成17年 2月24日までとする。

2 前項の期間の満了日の1箇月前までに、甲又は乙からなんらかの申出がない場合は、この覚書の有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成16年 2月25日

甲 岡山県岡山空港管理事務所
大森悦

乙 国立病院岡山医療センター
院長 西崎良知



岡山空港医療救護活動に関する覚書

岡山県岡山空港管理事務所長（以下「甲」という。）と川崎医科大学附属病院長（以下「乙」という。）は、岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲が乙の協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、岡山空港およびその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙に対しその内容を通報するとともに、別に定める医療救護要員派遣要請区分（次条において「要請区分」という。）に応じて、医師及び看護師等（以下「医療救護要員」という。）の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の業務）

第4条 医療救護要員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- (3) 後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

（医療資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（訓練）

第6条 甲は、航空機事故に対する医療救護活動に関する訓練（以下「訓練」という。）を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じて医療救護要員の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、訓練に使用する医療救護器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定により訓練に医療救護要員を参加させた場合には、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途誠意をもって協議するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、医療救護要員が医療救護活動又は訓練において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第9条 この覚書を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第10条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この覚書の有効期間は、平成16年 6月 1日から平成17年 5月31日までとする。

2 前項の期間の満了日の1箇月前までに、甲又は乙からなんらかの申出がない場合は、この覚書の有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成16年 6月 1日

甲 岡山県岡山空港管理事務所長
大森 悅

乙 川崎医科大学附属
院長 角田